

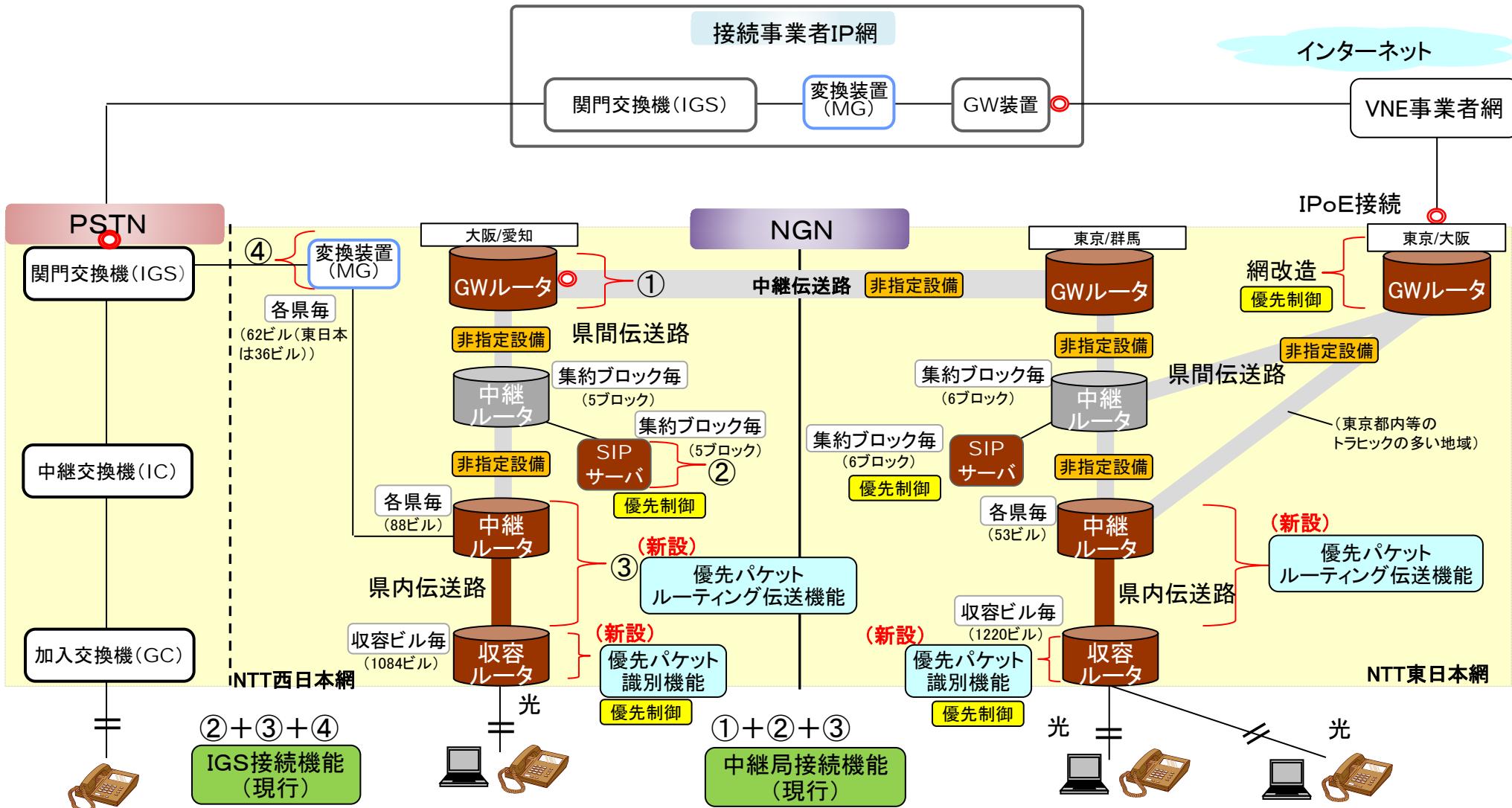
<参考説明>

NGNにおける優先パケット識別機能及び 優先パケットルーティング伝送機能のアンバンドル (省令改正案)

2016年7月28日
総務省
総合通信基盤局

NGNにおける電話の接続機能と接続例(東日本から西日本に発呼する場合)

1



既存の接続機能	接続形態
IGS接続機能	接続事業者(電話サービス提供事業者)が、NTT東日本・西日本の閑門交換機を介して自網(IP網・PSTN網)をNGN又はひかり電話網に接続し、NTT東日本・西日本のひかり電話ユーザとの間で呼の発着信を行うためにNGNを利用する形態。
中継局接続機能	接続事業者が、NGNのGWルータを介して自網(IP網)をNTT東日本・西日本のNGNと接続し、NGNを利用する形態。

改正の概要

■ 改正の背景

- 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本・西日本」という。)のNGN(Next Generation Network)については、第一種指定電気通信設備制度の下、総務省がアンバンドル機能として収容局接続機能、中継局接続機能、IGS接続機能、イーサネット接続機能の4機能を第一種指定電気通信設備接続料規則(平成12年郵政省令第64号)に規定し(平成20年7月)、接続事業者が当該機能を利用する場合に、一律に適用される接続料や接続条件についてNTT東日本・西日本が接続約款を定め、総務大臣の認可を受けている(同年11月)。
- しかしながら、現行のNGNでは、NTT東日本・西日本以外の電気通信事業者によるNGNを利用した品質保証型のIP電話サービスの独自提供が実現していないといった課題がある。
- そのため、今後PSTNからIP網への移行が進む中、NTT東日本・西日本以外の電気通信事業者が**NGN上でOAB-J IP電話の安定品質要件を確保した独自のIP電話サービスの提供が可能となるように、NGNの優先パケット識別機能及び優先パケットルーティング伝送機能をアンバンドルすること**とし、以下の規定の整備を行う。
なお、NGNの優先パケット識別機能及び優先パケットルーティング伝送機能は音声だけでなく、データ系のサービス提供のためにも利用可能とする。

■ 改正の概要

〈改正する省令〉

- ・ 第一種指定電気通信設備接続料規則(平成12年郵政省令第64号)
 - ① NGNにおける優先パケット識別機能及び優先パケットルーティング伝送機能をアンバンドル機能に新たに追加(第4条の表六の二の項)
 - ② NGNにおける優先パケット識別機能及び優先パケットルーティング伝送機能の接続料の事後的な精算を規定(附則)

■ 施行日

公布の日から施行

NGN上で提供されるOAB-J IP電話

- 現行のNGNでは、NTT東日本・西日本以外の電気通信事業者によるNGNを利用した品質保証型のIP電話サービスの独自提供が実現していない。
- NGN上でベストエフォート型のOAB-J IP電話の提供した接続事業者もいるものの、**ベストエフォート型であることから法人への提供が困難**であるため、OAB-J IP電話の**安定品質要件を確保しつつ独自のサービスが提供可能となる優先パケット識別機能及び優先パケットルーティング伝送機能のアンバンドルを接続事業者が要望**。
- 優先パケット識別機能及び優先パケットルーティング伝送機能のアンバンドルにより、OAB-J IP電話以外にも、**データ系サービスへの活用等**が期待される。

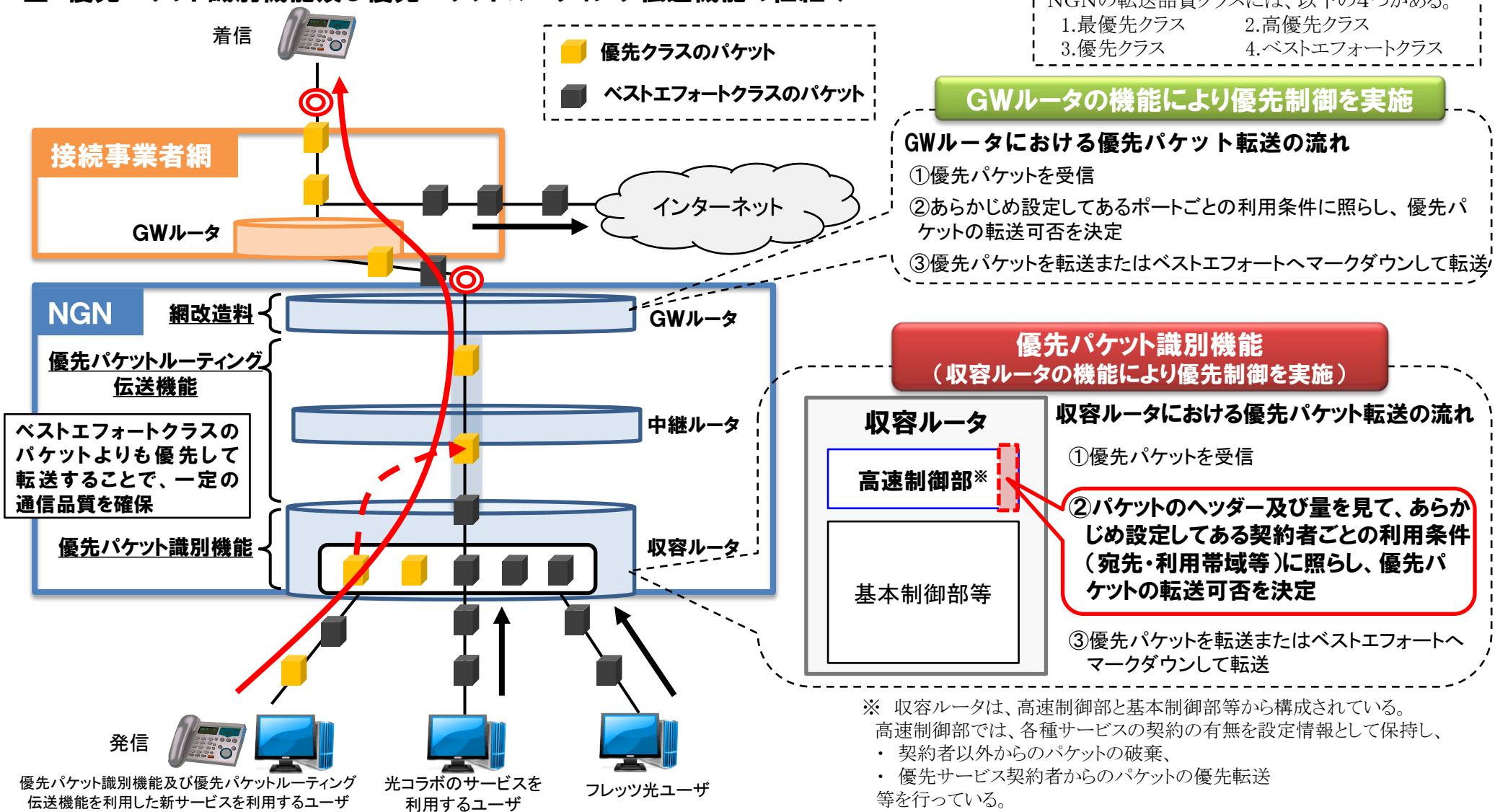
■ NGN上で提供されるOAB-J IP電話

	ひかり電話	ひかり電話(再販)	ベストエフォート型サービス	優先パケット識別機能及び 優先パケットルーティング伝送機 能を利用した新サービス(新設)
提供事業者	NTT東日本・西日本	光コラボ事業者	接続事業者 (光コラボ事業者含む)	接続事業者 (光コラボ事業者含む)
品質	○	○	×	○
独自性	○	×	○	○
(参考) 価格	基本料:500円/月 通話料:従量制	基本料:500円/月 通話料:従量制 (代表例)	基本料:467円/月※1 通話料:従量制※2 ※1 定額制プラン(1,410円/月)も選択可能 ※2 自社グループ間の通話料は無料	基本料:未定 通話料:未定 定額制プラン、自社グループ間の通 話料無料化等の実現が容易

NGNの優先パケット識別機能及び優先パケットルーティング伝送機能の仕組み

- NGN上において、一定の通信品質を確保したOAB-J IP電話等を実現するために、収容ルータに契約者ごとの利用条件、GWルータにポートごとの利用条件を設定し、NGNの各ルータにおいて**優先クラスのパケットをベストエフォートクラスのパケットよりも優先して転送する**。

■ 優先パケット識別機能及び優先パケットルーティング伝送機能の仕組み



NGNの優先パケット識別機能及び優先パケットルーティング伝送機能の接続料の算定

- ①優先パケット識別機能では収容ルータ（高速制御部の一部）、②優先パケットルーティング伝送機能では中継ルータ及び伝送路に係る部分の接続料から構成される。

① 優先パケット識別機能：収容ルータ（高速制御部の一部）に係る部分の接続料の算定

- ① 優先パケット識別機能に係る収容ルータ（高速制御部の一部）のコストを特定し、接続料の合計とする
- ② 優先パケット識別機能の各接続事業者が提示する**予測契約数**の比率を、接続料の合計に乗じて、各接続事業者が負担する接続料を算定

$$\text{接続事業者が支払う接続料} = \text{接続料(合計)} \times \frac{\text{優先パケット識別機能を利用する当該接続事業者のサービスに係る予測契約数}}{\text{優先パケット識別機能を利用する全てのサービスに係る予測契約数の合計}}$$

② 優先パケットルーティング伝送機能：中継ルータ及び伝送路に係る部分の接続料の算定

- ① 優先パケットルーティング伝送機能に係る中継ルータ及び伝送路のコストを特定し、接続料の合計とする
- ② 各接続事業者が提示する**予測通信量***の比率を、接続料の合計に乗じて、各接続事業者が負担する接続料を算定

$$\text{接続事業者が支払う接続料} = \text{接続料(合計)} \times \frac{\text{優先パケットルーティング伝送機能を利用する当該接続事業者のサービスに係る予測通信量*}}{\text{優先パケットルーティング伝送機能を利用する全てのサービスに係る予測通信量*の合計}}$$

* 予測通信量 = 一利用者当たりの月間予測通信量 × 予測契約数

注 予測契約数及び予測通信量が実績値と乖離した場合に、事後的に精算を行うための規定を附則に設ける。

今後のスケジュール(案)

	平成28年					
	7月	8月	9月	10月	11月	12月
第一種指定電気通信設備接続料規則の改正						

■ 情郵審(電気通信事業部会)

7/27 詮問

11/18 答申

11月上旬 接続委員会

答申後速やかに公布
(同日施行)

パブコメ
①7/28～8/31(35日間)
②9/2～9/15(14日間)